

生物群集保護林と希少個体群保護林の違い

	生物群集保護林	希少個体群保護林
目的	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理すること	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理すること
保護対象	複数の種からなる生物群集 ※ 生物群集とは、ある一定区域に生育・生息する個体群をひとまとめに捉えたもの	特定の種の個体群
面積	原則として300ha以上	原則として5ha以上
対象区域	自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまわりまわりを持って存在する区域	次のいずれかに該当する個体群を有し、特に保護・管理を必要とする区域 ア 希少化している個体群 イ 分布限界域等に位置する個体群 ウ 他の個体群から隔離された同種個体群 エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群 オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 カ 温暖化等の影響により将来的に消滅が懸念される個体群 キ その他保護が必要と認められる個体群 ※ 遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合、メタ個体群の保護を目的に、飛び地を同一の保護林として設定可。
地帯区分	原則として保存地区と保全利用地区に区分する。 保存地区：自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域 保全利用地区：保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要な区域 ※ 地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りではない。 ※ 森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても、保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができる。 保存地区は、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるが、保全利用地区では、人工林については育成複層林施業等が可能(将来的には天然林への移行を図る)。 保存地区と保全利用地区とは、可能な行為にほとんど差はない。枯損木・被害木の伐倒・搬出は、保全利用地区のみで認められている。	特になし
森林施業の可否	保全利用地区内の人工林については、育成複層林施業等が可能であり(再掲)、将来的には天然林への移行を図る。 また、「復元」として、世界的な価値を有しているものの、人為、災害または同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、長期にわたる森林施業等の実施を通じて、潜在的な自然植生を基本とした生物群集への誘導を行うことができる。(保存地区、保全利用地区にかかわらず可能。) ※ 保護林管理委員会の下に設置した保護林復元部会の意見を踏まえ、復元計画を策定する必要がある。	目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能。また、遷移過程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合は、必要な森林施業により、人為による環境創出等が可能。